

Title	「法学研究」五十巻の歩み
Sub Title	
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.386- 397
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0386

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

つも手塚君が会計担当者として会計方面は全面的に助けてもらった外に、雑務は全部手塚君に処理してもらつたことを記憶している。このために私は、計り知れないほどの助力を与えられた。このような面では私は恵まれた人間であると思う。どこへ行つても、いかなる職についても、幸運にも私は常によき協力者を与えられている。このことは慶應義塾にあるときも、その外にあるときもそうである。幸運というべきであらう。

法学研究の場合は「法学研究三十年の回顧」を記し、今また「法学研究第五十巻の刊行を迎えて」を執筆することになり、この点から考えても、法学研究とは、浅からぬ縁があることをつくづく思うわけである。昭和二十二年に復刊せられてからは、波乱なく今日まで続いているので、特記すべきことはなかった。私は、ただこの機関誌が益々隆盛に、そして永久に継続することを祈りつつ、筆を擱く。

——一九七七・一〇——

「法学研究」五十巻の歩み

手塚 豊

本年、「法学研究」は第五十巻をむかえた。発行以来の年数は五十五年であるが、途中で戦争による休刊期間があつたため、五年おかれて五十巻に達したわけである。わが国各大学の法学部機関誌で五十巻以上の巻数にわたつているものは、きわめてすくない。ここに第五十巻到達を記念し、そのながい足跡を辿つてみたいと思う。

慶應義塾において、学術的な機関誌が最初に発行されたのは、明治四十二年二月の「三田学会雑誌」であつた。これは、文学、理財、法律、政治各科を綜合して組織された「三田学会」を発行の母体としたものである。大正三年、その理由は明らかでないが、「三田学会」は解散し、「三田学会雑誌」は、理財学会の単独機関誌となつた。そして経済学に関する論説を主として掲載することになつたが、法律、政治関係の論文に門戸を閉じたわけではなかつた。それがため、神戸寅次郎、板倉卓造、

西本辰之助ら諸先生の論考は、しばしば同雑誌に登載されている。

その頃、法律科、政治科において、独自の機関誌を持つとする動きはあつたといわれるが、スタッフの数もすくなく、なかなか実現は困難であつた。

大正九年四月、大学令にもとづく綜合大学の発足に際し、従来の法律科、政治科は合併して法学部を構成した。独自の機関誌発行の気運はいよいよ熟したのである。

翌十年十二月、法学部に法学研究会が組織され、雑誌発行の準備が整えられた。後年、西本辰之助先生が記されているところによると、法学部が機関誌発行にふみ切つた直接の動機は、同年三月、法律科を卒業して法学部の助手となられた小池隆一先生と、その頃法律科三年の塾生であつた峯岸治三先生（翌十一年卒業されて助手になられた）の並々ならぬ要望が、先輩諸先生を動かした結果であつたといわれている（本誌第三十三卷十二号「法律学科開設七十周年記念号」序）。両先生こそ正に「法学研究」の生みの親といふべきであらう。

法学研究会の会則は次の通りである。

第一条 本会は慶應義塾大学法学研究会と称す。

第二条 本会は法学の研究を目的とす。

第三条 本会は年四回（二月、五月、八月、十一月）雑誌「法学

研究」を発行す。

第四条 会費は一口に付年額金四円とす。

第五条 本会々員たらんとする者は本塾大学法学部研究室宛申込するべし。

第六条 本会に対し特に功績ある者を名誉会員となすことあるべし。

第七条 本会に左の役員を置く。

一 雑誌委員 一 会計委員

第八条 本会役員は本塾大学法学部教授及関係者中より之を選出す。

この発刊に際し、義塾当局は、年間六百円の補助および警視庁に供託する保証金壹千円（有価証券）の貸与を決定した（口絵参照）。その頃、雑誌の発行は、新聞紙法によつて規制され、東京において季刊雑誌発行の保証金が千円であつた。

かくして翌十一年二月、創刊号が発行された。田中萃一郎、神戸寅次郎、占部百太郎、及川恒忠、板倉卓造、西本辰之助の諸先生が執筆されているが、当時の専任教授の大部分を網羅する豪華版であつた（口絵参照）。発行人は西本先生で、雑誌の売捌所は巖松堂である。「法学研究」という表紙の題字は、及川恒忠先生が中国の古書から別々に撰びだされた文字を並べたものであつた。寔に風格のある文字である。当時、法学研究会の会

員である法学部の塾生は、約五〇〇名程度（大学予科をのぞく）であつたから、発行部数は、七〇〇部未満であつたと思われる。

この頃、他の大学法学部において、機関誌あるいはそれに準ずる雑誌として発行されていたものは、東京帝国大学の「法学協会雑誌」「国家学会雑誌」、京都帝国大学の「法学論叢」、明治大学の「法律及政治」、法政大学の「法学志林」、中央大学の「法学新報」、日本大学の「日本法政新誌」などであつたが、「法学研究」もそうした雑誌と相並ぶことになつたのである。

発行三年目の第三巻第一号に掲載された西本先生の「仮小屋と火災保険問題」は、関東大震災で焼失した建物についての借家人の賃借権が消滅するか否かの問題で、牧野英一博士、鳩山秀夫博士らとの間に、論争をまきおこす導火線となつた論考で、斯界における「法学研究」の存在は、これにより一層鮮明になつたのであつた。

さらに昭和十一年、潮田江次先生が書かれた『所謂「国家外の政治現象」に就いて』（第十五巻一、二、三号）は、計らずも京城帝国大学教授戸沢鉄彦氏との間に、はげしい論戦をまきおこすきっかけとなつた。この応酬は、潮田先生の「国家政治現象説」と、戸沢教授の「国家外政治現象説」との対立で、戦前の政治学の分野におけるもつとも著名な論争の一つであるが、戸

沢教授は「国家学会雑誌」で、潮田先生は「法学研究」でそれぞれ自説を展開された。この論争で、「法学研究」の斯界における地位は、ますます確固たるものになつたのである。

当初、編集、発行の責任者は西本先生であつたが、實際上の編集事務は峯岸先生が担当され、さらに大正十四年に助手になられた前原光雄先生がその事務を補助されていたという。そして昭和七年四月、西本先生が法学部長になられてからは、編集事務の全てを峯岸先生と島田久吉先生が分担され、前原先生はその「下働き」をされていた（前原先生「法学研究三十年の回顧」本誌第二十五巻十一・十二合併号）。しかし、発行名義人は相変わらず西本先生であつた。

かくして昭和十四年までの十八年間、原則として毎年四回、一冊二〇〇頁乃至三〇〇頁程度の分量を以て順調に発行はつづけられた。昭和四年頃から学部の新塾生数は逐次増加し、七〇〇名乃至九〇〇名程度であつたから、発行部数もそれに応じて増加し、一〇〇〇部を若干超える位であつたと推定される。

昭和十五年、わが国はいわゆる「非常時態勢」となつたため、物資の流通が悪化、とくに用紙の需給は著しく窮屈になり、不急不用とみとめられる雑誌は、逐次、停刊を命ぜられた。とくに発行日の遅延は、停刊命令の絶好の口実となつたのである。「法学研究」第十九巻第一号は、同年七月に発行され、つづい

て第二号の編集準備が進められたが、原稿の集りが若干遅れたため、発行が延び延びになつて来た。それがため、遂に警視庁から発行停止処分の通知をうけたのである。このときの模様を、前原先生は次のように語つておられる(前掲・三十年の回顧)。

不幸にも昭和十五年に第一号を発行してから、第二号が仲々発行できずに困つてゐると、警視庁から西本先生宛に最近発行した法学研究をもつて出頭せよとの通知が来た。この時西本先生は編輯はやつて居られないが、発行人の名義は書替えず、そのままになつていたからである。それで先生は代理人として勝本文夫君(西本先生令息、当時法学部助手・手塚註)を警視庁に行かせ、その時六カ月以上前に発行した法学研究を最近号として持つて行つた。警視庁では、その最近号を見て、何も言わずに通の書類を手渡した。その書類が発行停止処分にする旨を記したものでつたのである。これには一方ならず驚き、この処分の停止方を運動したが遂に奏功しなかつた。

かくして「法学研究」は、発行以来十九年にして停刊の止むなきに至つた。昭和十五年暮のことである。

しかし、学部として機関誌をもたないことは全く不便であつた。それがため、翌十六年四月、「法学研究」第一輯という一三四頁の単行本形式の出版物の印刷を完了した。これには、浅井清

先生の「大阪會議と元老院の設立」、河辺幸吉先生の「近世私法史(一)」、松本七郎助手の「ルイ十四世とウイリアム三世の闘争」および若干の判例が掲載されている。ところが、どこで間違つたかはわからないが——おそらく印刷所の誤りであろう——この書物には「法学研究」第十九巻第一号につづく通し頁もつけられていた(口絵参照)。題名が同じ「法学研究」で、しかも通し頁がついてゐるということになれば、発行停止になつた「法学研究」を無断で続刊したということにもなりかねない。そこで、この「法学研究」第一輯は、表紙をはぎとり、何とも得体の知れない書物として、法学部内のみ配布されたやうである(現在、研究室に保存されているものは表紙がある)。おそらく警視庁には納本しなかつたのではないかと思われる。とすると、これは幻の「法学研究」とでもいふべきものであろう。

「法学研究」第一輯の刊行を企画したときは、第二輯以下の続刊も当然予定したであらうが、前述の事情から、その計画は実現せず、翌十七年九月、こんどは「慶應義塾大学法学論集」と題する三二〇頁の単行本形式の論文集が刊行された。「法学研究」の代用品である。編集人は前原光雄先生で、発行所は三田通りの金文堂、発行部数は五〇〇、その内容は次の通りである。

第二次大戦前夜の一研究 林 毅陸

——チエッコスロバキヤの崩壊について——

営団及び其類型法人の法律上の性質

経済法と民法

政治、国家、政治学

戦争と輿論

西北辰之助

小池 隆一

潮田 江次

米山 桂三

——主に第二次世界大戦下英国の輿論の動向を中心として——

翌十八年から二十年までは、益々はげしくなつた戦争の影響で、学部としてはいかなる形式の出版物をも発行することは不可能であつた。かくして「法学研究」の戦前、戦中の歴史は終つた。

「法学研究」第一巻から第十九巻までの執筆者をみるに、その大部分が専任スタッフであることは勿論であるが、法学部以外の塾内教職員、あるいは法学部外来講師または塾外者(塾員あるいは他大学教員)も若干おられる。例えば、他学部では高等部の佐原六郎先生、文学部の占部百太郎先生、あるいは西洋古代史専攻で象形文字、楔形文字研究の先駆者として知られる義塾図書館員の井上芳郎氏、外来講師としては法政大学教授のちに参議院議員になられた堀真琴氏(大正十四年から昭和六年まで独書講読の研究を担当)、当時、日本興業銀行員でのちに同銀行総裁あるいは大蔵大臣になられた栗栖起夫氏(昭和六年から昭和十一

年まで信託法担当)などである。とくに栗栖氏が第八巻四号から第一〇巻二号まで断続的に連載された「担保附社債信託法の研究」は、のちに同氏が中央大学に提出された学位論文である。

また東京地方裁判所の判事であつた坂本英雄氏、中央大学教授堀江専一郎氏の寄稿もあるが、これは誰方かはわからないが、部内の先生の推挙によるものであろう。塾員としては、相原文雅氏(大正六年法律科卒、四国松山市で司法書士、本荘鉄次郎氏(大正十年理財科卒、関西大学教授)、荻野万之助氏(明治三十六年法律科卒、日本新聞社員)、清水伸氏(昭和七年法学部卒、後に明治大学教授、法学博士)の寄稿があり、とくに相原氏が寄せられた論考は、合せて十編に及んでいる。

そのほか、斉藤寿郎氏(昭和七年法学部卒、のちに静岡地方裁判所長、現在弁護士)の「英法に於ける公信託(Public Trust)に付て」(第十二巻四号、第十三巻一、二号)は、戦前の「法学研究」に掲載された唯一の学部卒業論文であり、また戸鞠雅彦氏(昭和九年法学部卒、のちの大学予科教授)の「トマス・ホップスの社会契約説(一)」(第十四巻四号)(未完)と「拂波士「主権論」に就いて」(第十五巻二号)と、関内台氏の「米国に於ける政治学」の独立に関する「資料」(第十七巻二号)は、共に大学院学生著述である(関氏は現在ソウル国立大学の教授である)。

昭和二十年八月、戦争は終つた。そして十月から学部授業

は再開した。しかし、物資の不足、食糧難は相変らずつづき、学部が機関誌を発行するがごときことは、到底考えられない雰囲気であった。

世情もようやく落ちつきを取り戻しかけた昭和二十二年一月、法学部教授会は「法学研究」復活の件を採りあげ、今泉孝太郎、伊藤政寛、峯村光郎の三先生をその委員に選出した。その頃はまだ用紙の確保が非常に困難であつたので、大きな印刷会社に依託しなければ、雑誌の出版は到底不可能であつた。それがため、委員の先生方は、三田豊岡町にあつた図書印刷株式会社と交渉をはじめられた。同社の文化部長望月健夫氏（戦前旧制水戸高校教授）が交渉の相手であつた。また、占領下であつたこととて、雑誌の発行はアメリカ進駐軍民政局の許可も必要であつた。この許可をうけるため、望月氏と共に進駐軍当局へ出頭された伊藤先生は、実際上の編集責任者とみなされ、指紋の採取まで受けられたとのことである。

同年六月二十日の教授会で、今泉先生は「復刊手続へ極メテ簡単ナルモ」「用紙割当上ノ不便アルモ」「前途見込アル旨」の報告を行つておられるから、この頃、委員の先生方の非常な努力により復刊準備はようやく軌道に乗つたものと思われる。雑誌復刊の財政上の問題は、戦前からの蓄積により全く心配はなかつたとのことである。

そして同年十月、復刊第一号が出版された。印刷は図書印刷株式会社、配給元は日本出版配給株式会社で、定価十五円であつた。戦前は季刊であつたが、こんどは月刊を予定したのである。復刊の機会に、雑誌の面目を一新するため、「法学研究」の表紙の題字は、法学部の最長老で名誉教授の西本辰之助先生が執筆された（口絵参照）。ザラ紙に印刷されたわずか五二頁の雑誌であつたが、他大学法学部機関誌が、ほとんどまだ休刊状態であつたとき、率先して月刊の機関誌出版を断行された委員の先生方の御苦労の程を忘れてはならない。

戦前のように、学部の全塾生から会費として雑誌代を徴収することは、当時の事情からみて困難であつた。それがため、三田通りの金文堂に委託し、希望の塾生からは予約金（十二円）を徴収して販売した。印刷部数は五〇〇部位であつたと伝えられる。

同年十月二十三日の教授会で、前原、島田、宮崎澄夫、英修道、伊藤、峯村の諸先生が編集委員に選任され、雑誌発行の体制が整備された。委員長は前原先生、会計委員は伊藤先生である。しかし発行名義人は復刊第一号以来、当時の学部長の小池先生で、それはその後もそのまま当分継続された。

復刊第一号は、巻数がなかつたが、第二号からは、戦前の巻数を引きつぎ第二十卷二号とされた。また表紙の題字も、戦前のものに復した。西本先生執筆のものは、第一号限りで終つた

のである。そのことについて、前原先生は、次のように語っておられる(前掲・三十年の回顧)。

「法学研究」という題字についてであるが、元の「法学研究」という題字を印刷所で写真版で複製することができるとのことで、復刊の時は旧巻数を追わず発行せられたが、旧巻数を追って発行すべきであるとのことに決したので、題字も元に復することにした。わざわざ御執筆をいただいた西本先生には誠に申し訳ないことであるが、復刊第二号を第二十巻第二号として、題字も元に復した。この点は、われわれ編集の任に当るものが、西本先生に深くお詫びする次第である。西本先生執筆の文字はあまりにも優雅であり、弱い印象を与えるということからの旧題字復活論もあつたといわれる。

ちようどその頃、慶應義塾では通信教育の実施が決定し、十二年十一月、その支援機関として慶應通信教育図書株式会社(現在の慶應通信株式会社)が、義塾、図書印刷、中井商店(紙商、現在は日本紙パルプ商事株式会社)の共同出資で設立された。「法学研究」の復刊に当り、便宜をうけた図書印刷の望月氏は同社に転属、調査部長に就任された。また翌二十三年四月、中村恵氏が同社の編集課長に兼任された。中村氏は法学部の出身(峯村先生と同級)、戦前、中央公論社、華北交通などで雑誌の編集に従事され、その道のベテランであつた。そんなことから、「法

学研究」の編集、販売などを同社に委せる気運が生れた。そして二十三年七月から購読申込事務、翌八月から発売に関する一切の事務と編集雑務を同社に委託することになった。

二十三年中は順調に十二冊が出版されたが、翌二十四年に至り、発行がきわめて困難になつた。それは同年四月から開校された新制大学の雑務に、法学部スタッフ一同が多忙をきわめたため、原稿の集まりが極端に悪くなつたためであつた。それがため同年六、七合併号を最後に、休刊の止むなきに至つた。

このとき、月刊の方針を取りやめ、戦前の季刊に戻す意見も部内にはあつたが、十一月二十五日の教授会で、法学部教員各自が一層努力して、月刊を継続する旨の申合せが行われた。

かくして、二十五年三月、ふたたび再刊された。しかし、この号は一・二・三の合併号(第二十三巻)で、その内容は、論文として塾外の外務省事務官芳賀四郎氏の持込原稿一篇だけを掲載するという寔に不体裁のものであつた。第四号からは、専任者の執筆で何とか発行が継続されたが、その頃、「法学研究」の出版にはまたあたらしい難問が生れつつあつた。それは財政難である。復刊当初は前にも述べたごとく、戦前からの持越し金で十分可能であつたが、インフレの増進に伴い、資金源は底をついた。しかも雑誌の性質上、購読者を多く獲得することは全

く希むべくもなかつた。「法学研究」の売れ残つたものを、少数の保存分をのぞき、リンゴにかける袋用に売り払つたのは、このときのことである。

これより先、二十五年一月十三日の教授会で、在学生全員から会費を徴収する件が発議され、大方の了承がえられた。この学部全員購読の準備として、同年三月、法学研究会の会則があらたに整頓された。次の通りである。

慶應義塾大学法学研究会規則

第一条 本会は慶應義塾大学法学研究会と称す。

第二条 本会は法律学、政治学その他これに関連する學術の研究を目的とする。

第三条 本会は次の会員で組織する。

一、慶應義塾大学法学部に所属する教授、助教授、専任講師、助手及び副手。

二、法学部関係科目を専攻する大学院学生。

三、法学部学生（及び通信教育法学部学生中の希望者）。

四、評議員会の承認を得て入会した者。

第四条 本会に左の役員を置く。

一、会長 一名

二、評議員 若干名

三、評議員会幹事 一名

四、雑誌委員 若干名

五、会計委員（雑誌委員の一人が兼任する）

会長は慶應義塾大学法学部長これに当り、評議員は慶應義塾大学法学部教授、助教授、専任講師をもつて組織する。

評議員会幹事、雑誌委員、及び会計委員は評議員会で選任する。

第五条 本会は左の事業を行う。

一、雑誌「法学研究」の発行。

二、研究会、講演会その他評議員会で本会の目的を達するため必要と認めた事業。

第六条 会員は評議員会で定めた会費を納める。

この会則の条文の中には、その後の状況の変化で実質的意味を失つたものもあるが、改正されざるまま、現在に及んでいる。

二十五年四月、私は編集委員の末席に追加され、会計事務を伊藤先生から引きついで担当した。その頃、私は義塾登戸分教場内に住んでいた。前原先生のお宅も同校内にあつたこととて、その前から私はしばしば先生のお使いとして、原稿を慶應通信へとどけるような仕事はしていたが、正式の委員になつたのはこのときからである。

同年四月以降、法学会、政治学会の塾生委員と、会費徴収の

件でしばしば接渉が行われた。当初、編集委員会の意向としては、二十六年四月の新入一年生から全員徴収、在學生に就いては希望徴収の方針であつたところ、二十五年秋に至り、まず法学会の委員から在學生全員からの強制徴収の議がもち出され、つづいて政治学会委員も、それに同調、かえつて編集委員側が驚くという一幕もあつた。そして、取りあえず、同年十一月号から翌年三月号までの分として、全學生から二五〇円を徴収した。かくして二十六年四月、新入生在學生全員から一年分の会費徴収が実現した。会費は年間六百円であつた。それまで慶應通信に借財を重ねていた赤字の補填も行われ、財政難は一挙に解決した。「法学研究」の印刷部数は五〇〇部から三五〇〇部に増加した。

これより先、二十五年九月号(第二十三巻九号)から、表紙の題字の下に「法律、政治、社会」の文字を加え、さらに二十六年一月号(第二十四巻一号)から、表紙の「法学研究」の題字を右書きから左書きに改めた。

また、この二十六年四月、あらたに助教教授からも編集委員を選出することになり、中村菊男、石川忠雄、伊東乾、田中実の四君が新任された。

二十八年二月、第一研究室内に、物置兼用の編集委員会室を設けた。「法学研究」用の部屋が塾内に設けられたのは、これが

最初である。

三十年十月、前原先生の学部長就任に伴い、翌三十一年五月編集委員長にはあらたに英先生が就任された。このとき一部委員が交替したが、当時の委員名は次の通りである。

藤原守胤先生、中村菊男君、生田正輝君、石井良博君、伊東乾君、田中実君、高島正夫君、手塚

会計委員は高島君で、私は会計事務を同君に引きついで。二十五年四月、私が委員になつたときは、会計事務の担当であつたが、いつのまにか庶務、編集の事務的責任者のような形になり、これは三十一年以降もそのままつづいた。

翌三十二年四月、委員の一部交替あり、英委員長は留任、当時の委員名は次の通りである。私は海外留学のため退任した。

藤原先生、島谷英郎先生、峯村先生、田中実君、高島君、内山正熊君、生田君、石井君、須藤次郎君

会計委員は高島君、編集、庶務委員は生田君であつた。

この編集委員会では三十三年十一月に編集した「慶應義塾創立百年記念論文集」三冊(約一五〇〇頁)の出版は、学部創立以来の大事業であつた。なお、これより先、三十一年十二月より、日吉関係スタッフの研究発表誌として「教養論叢」が不定期で出版されていたので、日吉関係の教員も編集委員会に入つており、前掲百年論文集(教養編)の編集には、河口真一、二宮孝

願、水野忠款の三先生が委員として参加されていた。

三十四年一月、委員長は英先生から小池先生に交代、私がまた委員に再任、編集、庶務の仕事を生田君からふたたび引きつ

いた。
三十六年十二月、委員長は小池先生から前原先生にかわり、四十年五月、藤原先生へとかわつた。その間、会計委員は高鳥君(三十三年十二月から三十四年四月まで、高鳥君病氣のため臨時に生田君)から伊藤先生(三十四年五月―四十年三月)へ変つたが、庶務、編集委員は引きつづき私が担当した。雑誌の発行名義人は、前にも述べたごとく復刊以来、小池先生であつたが、四十一年一月号(第三十九巻一号)から委員長の藤原先生に変更、その後は委員長の交代毎にその名前を変更している。

四十年八月以降の委員名は、「法学研究」の裏表紙の裏に毎号掲載されているので、それを参照されたい。なお、編集委員長は藤原先生から峯村先生(四十五年一月―四十六年十二月)、それから手塚(四十七年一月―五十一年十二月)へと変り、現在の生田君へと及んでいる。

庶務、編集委員は、私から内山正熊君(四十二年四月―四十四年三月)、平良君(四十四年四月―四十七年三月)、太田俊太郎君(四十七年四月―四十九年三月)、中村洗君(四十九年四月―五十年三月)、田口精一君(五十年四月―五十二年三月)となり、現在の松本三

郎君に及んでいる。

また、会計委員は伊藤先生から田口君(四十年四月―四十一年三月)、林脇トシ子君(四十一年四月―四十三年三月)、平良君(四十三年四月―四十七年三月)、林脇君(四十七年四月―四十八年三月)、小田英郎君(四十八年四月―四十九年九月)、池井優君(四十九年十月―五十二年三月)へと変り、現在の米津昭子君に及んでいる。

研究会の会費は、物価の変動に伴い、いくたびか変つた。三十二年度からは八〇〇円、三十三年度からは八〇〇円と新入生入会費五〇〇円、三十八年度は一三〇〇円(他学部の雑誌代と同額にした)、三十九年度は一六〇〇円、四十年度からは二〇〇〇円、五十年度からは五〇〇〇円と改定、現在に及んでいる。値上げの場合、常に新入生から適用し、在学生については、入学時の会費に据えおいた。

戦前の「法学研究」では、格別、特集号は編集されていない。しかし戦後は、機会あるごとに特集号を出版している。それは次のごとく合計二十四冊に達している。

林毅陸先生追悼記念号 二十四巻九・十合併号(二十四年)

法学研究発刊三十周年記念号 二十五巻十一・十二合併号(二十五年)

ラートブルフ刑法草案特集号 二十八巻八号(三十年)

板倉卓造、西本辰之助先生謝恩記念論文集

二十九巻一・二・三合併号(三十一年)

- | | | |
|-------------------|-----------------|----------------|
| 及川恒忠先生追悼論文集 | 三十三卷 二号 (三十五年) | 四十四卷 三号 (四十六年) |
| 法律学科開設七十周年記念論文集 | | 四十五卷 二号 (四十七年) |
| 死刑をめぐる諸問題特集号 | 三十三卷 十二号 (同) 右 | 四十五卷 三号 (同) 右 |
| 労働法をめぐる諸問題特集号 | 三十七卷 一号 (三十九年) | 四十五卷 十二号 (同) 右 |
| 板倉卓造先生追悼論文集 | 三十七卷 八号 (同) 右 | 四十九卷 一号 (五十二年) |
| 神戸寅次郎先生生誕百年記念論文集 | 三十七卷 十二号 (同) 右 | 五十巻 一号 (五十二年) |
| 刑事法学の当面する諸問題特集号 | 三十八卷 一号 (四十年) | |
| | 三十八卷 八号 (同) 右 | |
| 西本辰之助先生八十歳祝賀論文集 | | |
| | 三十八卷 十二号 (同) 右 | |
| 社会法をめぐる諸問題特集号 | 三十九卷 十二号 (四十一年) | |
| 政治学科開設七十周年記念論文集 | | |
| | 四十一卷 五号 (四十三年) | |
| 小池、今泉教授退職記念論文集 | 四十二卷 三号 (四十四年) | |
| 英、藤原教授退職記念論文集 | 四十三卷 一号 (四十五年) | |
| 永沢、前原、島谷教授退職記念論文集 | | |
| | 四十三卷 三号 (同) 右 | |
| 潮田江次先生追悼論文集 | 四十三卷 十号 (同) 右 | |
| 津田、宮崎、伊藤教授退職記念論文集 | | |
- 戦前並びに戦後も、時として合併号を出版したが、三十四年の三十二巻二・三合併号を最後として、それ以後は合併号は出版されていない。特集号として相当の大冊を出す場合でも合併号とせず、一年間十二冊出版の原則を守っている。この点は、他大学機関誌には余り例のないことであつて、「法学研究」の誇りとするところである。
- 「法学研究」五十巻の歩みは、以上に概観した通りである。創刊以来、四一二冊に達した「法学研究」に盛り込まれている研究業績の数々は、法学部スタッフの学問的努力の結晶であり、わが国の法律学、政治学、社会学の研究分野に、わが法学部が残した大きな足跡である。
- 凡そ、学部機関誌は、その学部の栄枯盛衰の象徴である。

「法学研究」が、その第五十巻到達を転機として、これから先、飛躍的發展を遂げ、わが法学部の学界における地位がますます高揚することを、私は期待し且つ確信している。しかし、そのことは学部スタッフ全員の支援なくしては達成できない。いかに編集委員が努力を重ねても、執筆陣の協力なくしては、雑誌の發展は到底希むべくもないからである。私が法学部在職中に前後合せて二十年間、編集事務に従事した経験に徴すると、法学部内には、「法学研究」への執筆に、はなはだ消極的な方がきわめて少数ではあるが、若干おられる。私はそうした人達にとくにいいたい。学部の機関誌に執筆、協力することは、学部構成員として当然の権利であり、義務である。その執筆から遠ざかることは、学部に対する重大な義務違反であり、且つまた法学部における自己の実質的「地位」を自から放棄するものであることを、心に銘記すべきであると。

後記 本稿起草に際し、戦前および戦争直後の事情については、前原先生、津田先生、今泉先生、宮崎先生、伊藤先生、峯村先生並びに慶應通信取締役道祖土広一氏から貴重な談話を拝聴した。ここに謹んで御礼を申上げる。また口絵写真の内、理事会記録は、塾監局長（現在・塾長室長）鎌田義郎氏から提供をうけたものであり、厚く御礼申上げた

い。なお、法学会保存記録その他の調査に御援助を賜つた高島君、林協君に深く感謝の意を表す。

（十月十日）

追記 本稿脱稿後、十一月から編集委員長は、生田君から伊東乾君へと変つた。